

障害のある方への **合理的配慮** ってな～に？

障害者差別解消法を知ろう

2024年4月より、民間事業者においても障害がある方への「合理的配慮」の提供が義務化されました。障害のある方との社会共生について考えてみましょう。

入場無料
先着150名

2024
11.12 (火)
10:00 - 11:30
(9:45開場)

講師



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

とよはし総合相談支援センターほっとぴあセンター長/鈴木陽一郎



「できることから始めてみましょう」
障害特性に応じたコミュニケーション

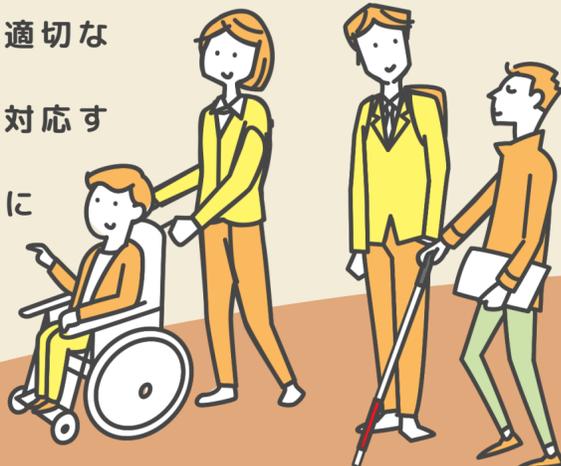
豊橋市役所 障害福祉課
手話通訳者/加藤真紀子

場所：豊橋市公会堂
豊橋市八町通2丁目22

参加方法：先着150名
当日、来場者名簿にお名前をご記入ください

こんなお悩みありませんか？

障害のある方が窓口を訪れた場合、適切な対応方法が分からず不安
障害のある方からの要望にどの程度対応すべきか分からず困っている
組織内のダイバーシティ推進のために
障害者差別解消法の概要を学びたい



合理的配慮の提供の義務化？

障害者差別解消法が改正され民間事業者における「合理的配慮の提供」が「努力義務」から「法的義務」となりました。「前例がありません。」「もし何かあったら困るから...」は断る理由になりません。正しい対応方法・正当な理由について学び、不当な差別的取扱いとならないよう注意しましょう。

問い合わせ

主催：豊橋市 障害福祉課

TEL:0532-51-2347 FAX:0532-56-5134
Mail:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp